

# 長岡市通学路における 公衆街路防犯灯設置補助金制度について

## 通学路における防犯灯設置補助金とは・・・

集落間やその他の事情により、町内会等で調整がつかず防犯灯の設置が困難である通学路への防犯灯設置に対して補助金を交付するもの。(予算の範囲内で設置費用の全額を補助します。)

なお、通常の防犯灯設置補助金制度と同様に工事施工業者との契約及び補助金申請に係る事務などは町内会等で行っていただくことになります。

※当補助金の活用をお考えの場合は、**あらかじめ市担当課へ御相談**ください。

(実際の防犯灯設置は、**要望を受理した翌年度以降**になります。)

### 1 「通学路」の定義

この制度において「通学路」とは、**児童や生徒が小中学校又は高等学校に通うために通行する長岡地域に存する道路の区間**をいう。

### 2 補助金交付の対象

(1) 既設の電力柱や電話柱などを利用して新設する防犯灯であること。

(ただし、この条件で利用できない事情が認められる場合は、専用柱の建設も認めます。)

(2) 設置する防犯灯は次のいずれにも該当する環境配慮型防犯灯であり自動点滅器付きのものであること。

ア 光源寿命がおおむね 40,000 時間以上であること。

イ 同等の明るさの蛍光灯、水銀灯その他の従来型の防犯灯よりも電気料金が低額の料金区分となること。

(3) 設置場所は、次のいずれかに該当する通学路であること。

ア **200メートル以上距離がある集落間を結んでいる防犯灯が設置されていない通学路**であって、**町内会等で防犯灯の設置に要する費用を負担できない事情が認められる**こと。

イ 市長が相当と認める事情により防犯灯が必要な通学路であること。

(4) 防犯灯の設置数及び間隔について**事前に協議を行う**こと。

### 3 補助金交付額

補助金の交付額は、防犯灯設置に要する費用の全額に相当する額

### 4 修繕料及び電気料について

設置後の**防犯灯の維持管理は町内会等団体が行うこと**になりますので、修繕料や電気料の負担について町内会等で調整していただく必要があります。

なお、設置後に器具一式を取り替える際は、補助金制度を御活用ください。また電気料の補助金については、毎年秋頃に御案内しています。